

第 2 次加須市一般廃棄物処理基本計画の策定概要

1 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、一般廃棄物処理に係る長期的な方針を定めるもので、本市の現計画は、平成 24 年 3 月に平成 24 年度から令和 3 年度までを計画期間とする 10 年間の計画を定めている。

2 策定の背景

本市の現計画では、各種施策展開を行ってきたが、ごみ焼却施設及びし尿処理施設の老朽化が顕著になってきており、ごみ及びし尿処理の効率化を図る上で、社会的な情勢が変化しているなかで処理体制の見直し等が重要な課題となっている。そこで、今後の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理における課題解決の方策を見極め、円滑な一般廃棄物の処理を推進するため、新たに 10 年先を見据えた一般廃棄物処理基本計画を策定することを目的とする。

なお、計画の策定にあたっては、本市の公共施設等総合管理計画との整合を図る必要性から、策定期間を 1 年見送り、今年度の策定とした。

3 計画策定期間

令和 4 年度から令和 13 年度まで

4 策定計画

(1) 加須市一般廃棄物処理基本計画

ごみに関する部分（ごみ処理基本計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画）に関する計画で構成

5 各計画の構成

(1) 加須市一般廃棄物処理基本計画

ア ごみ処理基本計画

- (ア) ごみ処理基本計画の策定趣旨（計画の背景と位置付け、計画年度）
- (イ) 一般廃棄物処理の現状（ごみ発生量の実績、処理経費の実績）
- (ウ) これまでのごみの資源化・減量化への取り組みの検証
- (エ) 課題の抽出
- (オ) ごみ処理の基本理念と基本方針
- (カ) ごみ処理基本計画（ごみ発生量及び処理量の見込み、ごみ処理の施策、施設整備等）

イ 生活排水処理基本計画

(ア)生活排水処理基本計画の策定趣旨（計画の背景と位置付け、計画年度）

(イ)生活排水処理の現況（生活排水処理の実績の実績、処理経費の実績）

(ウ)基本本理念と基本方針

(エ)生活排水処理基本計画（生活排水処理の見込み、処理主体、処理計画、施設整備）

6 市民意識調査の実施

市民を対象として、ごみの排出やリサイクルの実態、ごみの減量化、資源化、処理等に関する行動・意向等を把握するために実施する意識調査を実施。

(1)調査対象者 18歳以上の市民、1,000名（男性500人 女性500人）（無作為抽出）

(2)調査時期 令和4年3月11日から令和4年3月28日